

クリーンテクノロジー産業の分野における 大阪府とブリティッシュコロンビア州との覚書

日本国・大阪府と、カナダ・ブリティッシュコロンビア州（以後、「当事者」という。）は、クリーンテクノロジー産業の分野で相互に協力するため、

クリーンな環境と強い経済は共存しうること、当事者がこれらに関する関心を共有することを認識し、

クリーンテクノロジーやエネルギー効率の良い製品・サービスの利用を促進し採用することが、低炭素経済及びよりクリーンな環境へ移行するための手助けになることを確認し、

各当事者が、相互協力の中で活用され、双方が管轄する経済面の重点的取組に役立つ専門知識を有していることを理解し、以下のとおり合意した。

1. 目的

当事者は、クリーンテクノロジー産業の分野における協力を拡大し強化する目的で、協議、情報交換、連携事業を行うための協力の枠組みを正式に構築する旨合意した。対象となる分野には以下のものを含む：

水素・燃料電池車両、電気自動車及び関連の蓄電池・充電・燃料供給施設又はインフラ、低炭素経済への移行を早めること。

2. 優先的協力事項

当事者は連携して以下の事項について取り組む。

- a. クリーンテクノロジーや関連の施策・事業・活動に関する情報交換。
- b. クリーンテクノロジーやエネルギー効率の良い製品・サービスに関して、双方の域内の企業・研究機関の連携を促進すること。
- c. 当事者もしくは関連団体、研究機関が主催するネットワーキングイベント、商談会、セミナー、企業訪問、研究機関訪問、企業ミッション団受入等の企業交流イベントを準備・手配する際に協力すること。
- d. 大阪府及びブリティッシュコロンビア州内の企業が、互いの地域のクリーンテクノロジー産業に参入し投資する際のサポートのため、企業相談に協力し調整すること。
- e. クリーンテクノロジー・製品・サービスに関する双方向の輸出を促進すること。

- f. 双方の城内の自治体、企業、研究機関の代表が、クリーンテクノロジーに関する展示・見本市、会議、ワークショップ、研修に参加するよう促し、政府機関、企業、研究機関の間で情報のやり取りを行うよう促すこと。
- g. 当事者で決めたその他の連携事業を実施すること。

3. 調整と実施

- a. 自治体間の直接のやり取りを円滑に行うため、各当事者を代表する担当チームを置き、この覚書の事項の調整、実施を行う。
- b. 当事者は、この覚書に基づく連携事業を実施し進行管理する目的で、以下を連絡機関として指定する。

- ・ブリティッシュコロンビア州政府 雇用・経済復興・イノベーション省：ブリティッシュコロンビア州政府在日事務所（東京）
- ・大阪府：大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課

- c. 上記の優先的協力事項を調整し実施する際、当事者は、事項の実施により、双方の城内の企業や研究機関の間で、さらなるビジネルマッチングや研究・開発プロジェクトが進むように、クリーンテクノロジーやエネルギー効率の良い製品・サービスの分野の関連団体・研究機関を連携して取り組む。

4. その他の考慮事項

- a. この覚書は、当事者の連携を促進するために締結されるものであり、法的に拘束されるものではない。
- b. この覚書は、既存の取り決め、当事者もしくは当事者管轄省庁・部局・機関の覚書を排除するものではない。
- c. 各当事者は、その裁量により、それぞれの財源と人員の範囲内で、この覚書に基づく連携事業を実施する。
- d. この覚書に係る解釈もしくは実施に関して疑義が生じた場合は、当事者の話し合い・協議を通じて、友好的に解決することとし、解決を第三者に求めないものとする。

5. 有効期限

この覚書は、

- a. 締結の日から5年間効力を有し、
- b. 当事者の書面による相互の同意により、有効期間延長を含め、変更が可能であり、
- c. 相手方に6ヶ月前に書面で通知することにより、終了させることができる。

2016年9月16日、ブリティッシュコロンビア州・バンクーバーにて、日英それぞれ2部ずつ署名した。

2021年9月16日、各当事者の相互の同意により、5年間効力を延長し、日英いずれも等しく有効なものとする。

大阪府

ブリティッシュコロンビア州

吉村 洋文

ジョン ホーガン